

3総防管第4240号
令和4年3月4日

関係団体各位

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和4年3月4日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、今般のまん延防止等重点措置の期間延長（資料1）等に伴い改定された基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されました。（資料2）

その概要は、①イベントの開催制限（人数上限、収容率等の規模要件に沿った開催要請及び「対象者全員検査」の実施による人数上限の緩和等）、②施設の使用制限（飲食店等に対する営業時間短縮要請、酒類提供に関する要請、同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすることについての要請及び「対象者全員検査」の実施による人数制限の緩和、集客施設等に対する「入場者の整理等」の要請等）、③外出の自粛（不要不急の都道府県間の移動自粛要請等）等について、示されております。

都としては、上記基本的対処方針及び事務連絡を踏まえ、3月4日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）において、3月7日から3月21日までを期間とする「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」（資料3）のとおりに決定したので、お知らせいたします。

なお、取扱いに変更がある場合は、対策本部における決定後、改めてお知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

なお、都は、皆様からの問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料1・・・令和4年3月4日付け

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」

資料2・・・令和4年3月4日付け事務連絡

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

資料3・・・令和4年3月4日付け

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年3月4日変更）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040304.pdf

※以上の他、「東京都緊急事態措置等に関する資料送付の方法について」を同封しておりますので、併せて御確認のほど、よろしくお願いいたします。